

精華町個人情報等の取扱いに関する基本方針

令和6年4月1日策定

本方針は、精華町（以下「本町」という。）における個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために策定する。

1 趣旨

本町は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定めるところにより、個人情報等の安全管理のために必要な措置を定めるものとする。

2 個人情報等の保護方針

個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり個人情報等を適正に取り扱う。

（1）法令遵守

個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

（2）安全管理措置

個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

（3）適正な保有、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の原則禁止

個人情報等は、法令に定められた事務のうち、その利用目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で適正に保有、利用及び提供するとともに、不要となった個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

（4）委託及び再委託

個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、個人情報保護法及び番号法に基づき本町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（5）継続的改善

精華町個人情報等の取扱いに関する管理規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。